

大分県の最低賃金が10月5日から引き上げられ、現行の時給899円が954円になります。最賃を引き上げて設備投資を行った場合の『業務改善助成金』については、0120-366-440へ



「個人経営の建設業を息子に引き継ぐため、株式会社を設立しようと、公証人の定款認証直前に、建設連合国保から文書が届いた…これは何？」との相談がありました。内容は「現在の当国保組合の組合員が法人化した場合、加入資格がなくなるため脱退して協会けんぽと厚生年金に加入しなければならないが、来年2月から手続きを行う事で当国保に継続して加入できるようになった」とのお知らせです。通常国保は

市町村が運営していますが、各種の建設業団体が組合を作り、独自に国保を運営しています。建設連合・全建総連・中建国保…と幾つかありますが協会けんぽと比べて給付内容が充実しているのが特徴です。厚生年金だけは義務で加入しても健保は建設国保を続けたい…という加入者の要望が強く来年2月からの制度が出来たという訳です。幸い会社設立は定款認証後何日以内という法律はないため、来年2月以降に延期する事も可能。相談者は一安心されました。(北迫)

会社設立 紙一重で 建設国保に 半年先へ 継続加入!



今月から短時間労働者の社保加入義務が拡大されます。現在でも通常は①正社員の3/4以上働く人に加入義務がありますが、10月からは②週20時間以上労働・2か月超の雇用見込み・賃金が月8.8万円以上で学生でない人が、③従業員51人以上の会社(特定適用事業所)で働く時は義務が生じます。問題はこの③の事業所です。安倍内閣で“全世代型社会保障”が進められ、8年前は501人以上、4年前は101人以上、そして今年は51人以上…と厚年の適用拡大

が決められました。しかし“百年安心”から“持続可能”年金…と段々看板が書き換えられ今後は従業員数に関わらず全ての事業所を対象とする可能性が高く、実質的には雇用保険と同じ加入要件になっていくと思われます。介護保険の現状に見られるように高負担・低福祉の保険になる恐れがあります。週20時間以上のパートがいる事業所は、早めに本人と話し合って働き方の調整を相談して下さい。(社労士 渡邊健太)

社保義務 ゆくゆくは 雇保同様? 早めに調整の相談を...



当方から①070-5481-0659②070-5481-0988③070-5080-7611の番号で電話を差し上げますが、これは発信専用電話ですので当方に掛けられる場合は0977-23-5463(代表)へお願いします。携帯電話であるため事務所から持ち出す場合もありますので、ご協力をお願いします。その他の情報は右のQRコードで

